

業務に係る企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）7 月 12 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060 - 0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階
札幌市スポーツ局スポーツ部施設課（施設整備担当）
電話（011）211-3045

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務

(2) 成果品の納入場所

上記 1 のとおり

(3) 業務内容

- ア 現状・課題の整理
- イ 改修の方向性の検討
- ウ 施設計画の検討
- エ 概算事業費の算出
- オ 事業手法に係る民間ヒアリング調査
- カ 事業スケジュールの立案
- キ 経済波及効果の推計
- ク 技術的検討
- ケ 報告書の作成

(4) 履行期限

契約締結日から令和 6 年 3 月 27 日（水）まで

3 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基

づく参加停止措置を受けていないこと。

- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (6) 令和 4 年～令和 7 年度競争入札参加資格者名簿において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されていること。

4 手続等

- (1) 企画競争の参加に必要な書類の交付

令和 5 年 7 月 12 日（水）から下記ホームページにて公開

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2023/proposal2.html>

- (2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 令和 5 年 7 月 12 日（水）から令和 5 年 8 月 2 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、最終日の令和 5 年 8 月 2 日（水）においては正午まで）とする。

なお、郵送の場合は簡易書留にて令和 5 年 8 月 2 日（水）必着とする。

ウ 提出場所 上記 1 のとおり

5 審査

- (1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案を「大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）により書類審査する。一次審査通過の企画提案は、5 件程度とする。一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者各々に文書で通知する。応募件数が 5 件程度以下の場合是一次審査を省略する。

- (2) 最終審査（ヒアリング予定）

実施委員会において、一次審査を通過した企画提案に対しヒアリングを実施する。この最終審査により、受託候補者を選定する。

6 その他

- (1) 企画提案書等の失格 本告示に示した参加資格のない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載をした企画提案書等は、選定委員会で審査の上、失格となる場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 詳細は大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務提案説明書による。